

東京都公報

発行 東京都

目次

75

告示

○東京都宝くじの発売 (二十四件) ……

…………… (財務局主計部公債課) ……

雑報

○当せん金付証券の発売委託 ……

…………… (全国自治宝くじ事務協議会) ……

○全国自治宝くじの発売 (十六件) ……

…………… (同) ……

告示

●東京都告示第千百六十六号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

平成三十年八月二十四日

東京都知事 小池 百合子

一 名称 第二千四百一回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 二百五十万枚 五億円

四 証券金額 一枚二百円

五 証券型式 開封式

六 発売期間 平成三十年九月十九日から同年十

月二日まで

七 抽せん期日 平成三十年十月四日

八 当せん金支払開始 平成三十年十月九日

期日

九 当せん金の額及び当せんの数

等級 当せん金 当せん本数

一等 六千万円 一本

一等の前後賞 千万円 二本

一等の組違い賞 十万円 二十四本

二等 二十万円 七十五本

三等 二千元 二万五千本

四等 二百円 二十五万本

十五夜賞 十万円 二百五十本

計 二十七万五千三百五十二本

十 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第千百六十七号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

平成三十年八月二十四日

東京都知事 小池 百合子

一 名称 第二千四百二回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 百万枚 二億円

四 証券金額 一枚二百円

五 証券型式 被封式 (被封された特定部分を削り取ることににより、一等から六等までの当せんが判明する方法)

六 発売期間 平成三十年九月十九日から同年十月九日まで

七 当せん金支払開始 平成三十年九月十九日

期日

八 当せん金の額及び当せんの数

等級 当せん金 当せん本数

一等 百万円 十本

二等 十万円 百本

三等 一万円 千五百本

四等 二千元 七千五百本

五等 千円 二万本

六等 二百円 十万本

計 十二万九千百十本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第千百六十八号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

平成三十年八月二十四日

東京都知事 小池 百合子

一 名称 第二千四百三回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 百七十万枚 一億七千万円

四 証票金額 一枚百円

五 証票型式 開封式

六 発売期間 平成三十年十月三日から同月十六日まで

七 抽せん期日 平成三十年十月十八日

八 当せん金支払開始 平成三十年十月二十三日
期日

九 当せん金の額及び当せん数の

等級 当せん金 当せん本数

一等 千円 一本

一等の前後賞 二百五十万円 二本

一等の組違い賞 十万円 十六本

二等 三十万円 十七本

三等 五万円 百七十本

四等 五千元 千七百本

五等 千円 一万七千本

六等 百円 十七万本

計 十八万八千九百六本

十 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千六百十九号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

平成三十年八月二十四日

東京都知事 小池 百合子

一 名称 第二千四百四回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 百万枚 二億円

四 証票金額 一枚二百円

五 証票型式 被封式(被封された特定部分を削り取るにより、一等から六等までの当せんが判明する方法)

六 発売期間 平成三十年十月十日から同月三十日まで

七 当せん金支払開始 平成三十年十月十日
期日

八 当せん金の額及び当せん数の

等級 当せん金 当せん本数

一等 三百万円 四本

二等 五万円 二百本

三等 一万円 千本

四等 三千円 六千本

五等 千円 二万本

六等 二百円 十万本

計 十二万七千二百四本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

●東京都告示第千七百七十号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

平成三十年八月二十四日

東京都知事 小池 百合子

一 名称 第二千四百五回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 三百万枚 六億円

四 証票金額 一枚二百円

五 証票型式 開封式

六 発売期間 平成三十年十月二十四日から同年十一月六日まで

七 抽せん期日 平成三十年十一月八日

八 当せん金支払開始 平成三十年十一月十三日
期日

九 当せん金の額及び当せん数の

等級 当せん金 当せん本数

一等 三千万円 一本

一等の前後賞 千万円 二本

一等の組違い賞 十万円 二十九本

二等 五十万円 三十本

三等 三千万円 六千本

四等 千円 六万本

五等 二百円 三十万本

実りの秋賞 十万円 六百本

計 三十六万六千六百六十二本

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千七百七十一号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

平成三十年八月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 第二千四百六回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 百万枚 二億円

四 証票金額 一枚二百円

五 証票型式 被封式(被封された特定部分を削り取ることににより、一等から六等までの当せんが判明する方法)

六 発売期間 平成三十年十月三十一日から同年十一月二十日まで

七 当せん金支払開始 平成三十年十月三十一日

八 当せん金の額及び当せんの数

当せん金	当せん本数
一等	十本
二等	十本
三等	十本
四等	十本
五等	十本
六等	十本
七等	十本
八等	十本
九等	十本
計	十本

五等

千円

二万本

六等

二百円

十万本

計

十二万九千百十本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千七百七十二号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

平成三十年八月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 第二千四百七回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 五十万枚 一億円

四 証票金額 一枚二百円

五 証票型式 被封式(被封された特定部分を削り取ることににより、一等から六等までの当せんが判明する方法)

六 発売期間 平成三十年十一月十四日から同月二十七日まで

七 当せん金支払開始 平成三十年十一月十四日

八 当せん金の額及び当せんの数

当せん金	当せん本数
一等	一本
二等	一本
三等	一本
四等	一本
五等	一本
六等	一本
七等	一本
八等	一本
九等	一本
計	一本

二等

三十万円

十五本

三等

五万円

百十本

四等

一万円

千本

五等

千円

一万本

六等

二百円

五万本

計

六万一千二百二十六本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千七百七十三号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

平成三十年八月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 第二千四百八回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 百万枚 二億円

四 証票金額 一枚二百円

五 証票型式 被封式(被封された特定部分を削り取ることににより、一等から六等までの当せんが判明する方法)

六 発売期間 平成三十年十一月二十一日から同年十二月四日まで

七 当せん金支払開始 平成三十年十一月二十一日

当せん金	当せん本数
一等	一本
二等	一本
三等	一本
四等	一本
五等	一本
六等	一本
七等	一本
八等	一本
九等	一本
計	一本

八 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金	当せん本数
一等	十万円	百五十本
二等	三万円	三百本
三等	一万円	千百本
四等	五千円	三千本
五等	二千円	一万本
六等	二百円	十万本
計		十二万四千五百五十本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千七百七十四号

当せん金付証票を次のとおり発売する。
平成三十年八月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千四百九回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 百五十万枚 一億五千万円
- 四 証票金額 一枚百円
- 五 証票型式 開封式
- 六 発売期間 平成三十年十一月二十八日から同年十二月十一日まで

七 抽せん期日 平成三十年十二月十三日

八 当せん金支払開始 平成三十年十二月十八日
期日

九 当せん金の額及び当せんの数	等級	当せん金	当せん本数
一等		十万円	一本
一等の前後賞		二百五十万円	二本
一等の組違い賞		十万円	十四本
二等		三十万円	十五本
三等		二万円	三百本
四等		五千円	千五百本
五等		千円	一万五千本
六等		百円	十五万本
計			十六万六千八百三十二本

十 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千七百七十五号

当せん金付証票を次のとおり発売する。
平成三十年八月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千四百十回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 百万枚 二億円

四 証票金額 一枚二百円

五 証票型式

被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、一等から六等までの当せんが判明する方法)
平成三十年十二月五日から同月十八日まで

六 発売期間 平成三十年十二月五日

七 当せん金支払開始 平成三十年十二月五日

八 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金	当せん本数
一等	百万円	十本
二等	十万円	百本
三等	一万円	千五百本
四等	二千元	七千五百本
五等	千円	二万本
六等	二百円	十万本
計		十二万九千百十本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千七百七十六号

当せん金付証票を次のとおり発売する。
平成三十年八月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 第二千四百十一回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 百五十万枚 三億円

四 証票金額 一枚二百円

五 証票型式 被封式(被封された特定部分を削り取るにより、一等から六等までの当せんが判明する方法)

六 発売期間 平成三十年十二月十二日から同月二十五日まで

七 当せん金支払開始 平成三十年十二月十二日
期日

八 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金	当せん本数
一等	三十万円	七十五本
二等	三万円	四百五十本
三等	一万円	千五百本
四等	五千円	四千八百本
五等	千円	三万本
六等	二百円	十五万本

計 十八万六千八百二十五本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千七百七十七号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

平成三十年八月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

第二千四百十二回東京都宝くじ

一 名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 百五十万枚 三億円

四 証票金額 一枚二百円

五 証票型式 被封式(被封された特定部分を削り取るにより、一等から六等までの当せんが判明する方法)

六 発売期間 平成三十年十二月十九日から平成三十一年一月八日まで

七 当せん金支払開始 平成三十年十二月十九日
期日

八 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金	当せん本数
一等	三百万円	六本
二等	五万円	三百本
三等	一万円	千五百本
四等	三千元	九千本
五等	千円	三万本
六等	二百円	十五万本

計 十九万八千六百本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千七百七十八号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

平成三十年八月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

第二千四百十三回東京都宝くじ

一 名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 七百万枚 十四億円

四 証票金額 一枚二百円

五 証票型式 開封式

六 発売期間 平成三十年十二月二十二日から平成三十一年一月八日まで

七 抽せん期日 平成三十一年一月十日

八 当せん金支払開始 平成三十一年一月十五日
期日

九 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金	当せん本数
一等	一億五千万円	一本
一等の後賞	二千五百万円	二本
一等の組違い賞	十万円	六十九本
二等	百万円	七十本
三等	五十万円	七十本
四等	十万円	七千本
五等	五万円	七千本
初夢賞	五万円	七千本

計 七十七万九千二百四十二本

備考

一等の当せん金の額については、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。

十 注意事項
 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第千七百七十九号
 当せん金付証券を次のとおり発売する。
 平成三十年八月二十四日

- 一 名称 東京都知事 小 池 百合子
 第二千四百十四回東京都宝くじ
 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
 及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
 三 発売の数及び総額 二百二十万枚 二億二千万円
 四 証券金額 一枚百円
 五 証券型式 開封式
 六 発売期間 平成三十一年一月九日から同月二十二日まで
 七 抽せん期日 平成三十一年一月二十四日
 八 当せん金支払開始 平成三十一年一月二十九日
 期日
 九 当せん金の額及び当せん数の
 等級 当せん金 当せん本数
 一等 二千万円 一本
 二等 当せん金 当せん本数
 一等 五百万円 二本
 一等の前後賞

一等の組違い賞 十万円 二十一本
 二等 五万円 四十四本
 三等 一万円 四百四十本
 四等 三千元 四千四百本
 五等 千円 二万二千本
 六等 百円 二十二万本
 計 二十四万六千九百八本

十一 注意事項
 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第千八百八十号
 当せん金付証券を次のとおり発売する。
 平成三十年八月二十四日

- 一 名称 東京都知事 小 池 百合子
 第二千四百十五回東京都宝くじ
 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
 及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
 三 発売の数及び総額 百万枚 二億円
 四 証券金額 一枚二百円
 五 証券型式 被封印式（被封印された特定部分を削り取るにより、一等から六等までの当せんが判明する方法）
 六 発売期間 平成三十一年一月九日から同月二十二日まで
 七 当せん金支払開始 平成三十一年一月九日

期日
 八 当せん金の額及び当せん数の
 等級 当せん金 当せん本数
 一等 百万円 十本
 二等 十万円 百本
 三等 一万円 千五百本
 四等 二千元 七千五百本
 五等 千円 二万本
 六等 二百円 十万本
 計 十二万九千百十本

九 注意事項
 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第千八百八十一号
 当せん金付証券を次のとおり発売する。
 平成三十年八月二十四日

- 一 名称 東京都知事 小 池 百合子
 第二千四百十六回東京都宝くじ
 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
 及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
 三 発売の数及び総額 三百万枚 六億円
 四 証券金額 一枚二百円
 五 証券型式 開封式
 六 発売期間 平成三十一年一月十六日から同月

七	抽せん期日	平成三十一年一月三十一日
八	当せん金支払開始期日	平成三十一年二月五日
九	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 等級 一等 六千万円 二等 千万円 一等の前後賞 二本 一等の組違い賞 二十九本 二等 百万円 三等 二千万円 四等 二百万円 新春幸運賞 十万円
計		三十三万三千六百二十二本
十	注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千八百八十二号
当せん金付証票を次のとおり発売する。
平成三十年八月二十四日
東京都知事 小池 百合子

一 名称 第二千四百十七回東京都宝くじ
二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三	発売の数及び総額	百万枚 二億円
四	証票金額	一枚二百円
五	証票型式	被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、一等から六等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	平成三十一年一月二十三日から同年二月五日まで
七	当せん金支払開始期日	平成三十一年一月二十三日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 等級 一等 三百万円 二等 五百万円 三等 一万円 四等 三千万円 五等 千円 六等 二百円
計		十二万七千二百四本
九	注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千八百八十三号
当せん金付証票を次のとおり発売する。
平成三十年八月二十四日
東京都知事 小池 百合子

一	名称	第二千四百十八回東京都宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	百万枚 二億円
四	証票金額	一枚二百円
五	証票型式	被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、一等から六等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	平成三十一年二月六日から同月十九日まで
七	当せん金支払開始期日	平成三十一年二月六日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 等級 一等 百万円 二等 十万円 三等 一万円 四等 二千万円 五等 千円 六等 二百円
計		十二万九千百十本
九	注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千八百八十四号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

平成三十年八月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 第二千四百十九回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 百七十万枚 一億七千万円

四 証券金額 一枚百円

五 証券型式 開封式

六 発売期間 平成三十一年二月十三日から同月

二十六日まで

七 抽せん期日 平成三十一年二月二十八日

八 当せん金支払開始 平成三十一年三月五日

九 当せん金の額及び当せんの数

等級 当せん金 当せん本数

一等 一千万円 一本

一等の前後賞 二百五十万円 二本

一等の組違い賞 十万円 十六本

二等 三十万円 十七本

三等 三万円 三百四十本

四等 五千元 千七百本

五等 千円 一万七千本

六等 百円 十七万本

計 十八万九千七十六本

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を

受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第千八百八十五号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

平成三十年八月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 第二千四百二十回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 二百五十万枚 五億円

四 証券金額 一枚二百円

五 証券型式 開封式

六 発売期間 平成三十一年二月二十日から同年

三月五日まで

七 抽せん期日 平成三十一年三月七日

八 当せん金支払開始 平成三十一年三月十二日

九 当せん金の額及び当せんの数

等級 当せん金 当せん本数

一等 六千万円 一本

一等の前後賞 一千万円 二本

一等の組違い賞 十万円 二十四本

二等 七十万円 二十五本

三等 二千万円 二万五千本

四等 二百円 二十五万本

冬のビッグチャンス賞 五万円 五百本

計 二十七万五千五百五十二本

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を

受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第千八百八十六号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

平成三十年八月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 第二千四百二十一回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 百万枚 二億円

四 証券金額 一枚二百円

五 証券型式 被封式(被封された特定部分を削り取るにより、一等から六等までの当せんが判明する方法)

六 発売期間 平成三十一年二月二十日から同年

三月十二日まで

七 当せん金支払開始 平成三十一年二月二十日

八 当せん金の額及び当せんの数

等級 当せん金 当せん本数

一等 三百万円 四本

二等 五万円 二百本

三等 一万円 千本

四等 三千円 六千本

五等 千円 二万本

計 二万七千五百五十二本

十 注意事項

六等

二百円

十万本

計

十二万七千二百四本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千八百八十七号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

平成三十年八月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

第二千四百二十二回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称及び所在地

株式会社みずほ銀行
千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額

百二十万枚 一億二千万円

四 証票金額

一枚百円

五 証票型式

開封式

六 発売期間

平成三十一年三月六日から同月十九日まで

七 抽せん期日

平成三十一年三月二十二日

八 当せん金支払開始期日

平成三十一年三月二十七日

九 当せん金の額及び当せん数の等級

一等	七百七十七万円	当せん本数	一本
二等	三十万円	当せん本数	十二本
三等	三万円	当せん本数	百二十本

四等

一万円

千二百本

計

十三万三千三百三十三本

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千八百八十八号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

平成三十年八月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

第二千四百二十三回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称及び所在地

株式会社みずほ銀行
千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額

二百五十万枚 五億円

四 証票金額

一枚二百円

五 証票型式

開封式

六 発売期間

平成三十一年三月十三日から同月三十一日まで

七 抽せん期日

平成三十一年四月二日

八 当せん金支払開始期日

平成三十一年四月八日

九 当せん金の額及び当せん数の等級

一等	当せん金	当せん本数	一本
二等	当せん金	当せん本数	一本
三等	三千万円	当せん本数	一本

一等の前後賞

千万円

二本

一等の組違い賞

十万円

二十四本

二等

三十万円

五十本

三等

一万円

二千五百本

四等

二千元

二万五千本

五等

二百円

二十五万本

春きらきら賞

十万円

二百五十本

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千八百八十九号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

平成三十年八月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

第二千四百二十四回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称及び所在地

株式会社みずほ銀行
千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額

百万枚 二億円

四 証票金額

一枚二百円

五 証票型式

被封式(被封された特定部分を削り取るにより、一等から六等までの当せんが判明する方法)

六 発売期間

平成三十一年三月十三日から同月三十一日まで

雑報

七 当せん金支払開始 平成三十一年三月十三日
期日

八 当せん金の額及び当せん金の数
等級 当せん金 当せん本数

一等 百万円 十本

二等 十万円 百本

三等 一万円 千五百本

四等 二千円 七千五百本

五等 千円 二万本

六等 二百円 十万本

計 十二万九千百十本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証票は、転売できない。

当せん金付証票の発売委託について
当せん金付証票の発売について、当せん金付証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。
平成三十年八月二十四日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治室くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
二 発売総額及び枚数
第七百七十回全国自治室くじ
千四百四十億円 四億八千万枚
(六十億円を一単位(一ユニット)として二十四ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

三 証票金額
四 発売期間
一枚三百円
平成三十年十一月二十一日から同年十二月二十一日まで

五 当せん金の額
発売額六十億円に対して二十九億四千九百九十万円

六 委託対象事務の範囲
当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料
発売額六十億円に対して四億一千九十六万七千九百七十二円

八 その他発売経費
発売額六十億円に対して二億五千四百五十五万二千元

九 受託申請期限
平成三十年九月七日
受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

十 その他

一 名称
二 発売総額及び枚数
第七百七十一回全国自治室くじ
四百五十億円 一億五千万枚
(三十億円を一単位(一ユニット)として十五単位(十五ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

三 証票金額
一枚三百円

四 発売期間
平成三十年十一月二十一日から同年十二月二十一日まで

五 当せん金の額
発売額三十億円に対して十四億九千万円

六 委託対象事務の範囲
当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企

七 売りさばき及び当せん金支払手数料
 発売額三十億円に対して二億五百八十七万五千円
 八 その他発売経費
 発売額三十億円に対して一億二千七百三十二万円
 九 受託申請期限
 平成三十年九月七日
 十 その他
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

一 名称
 第七百七十二回全国自治宝くじ
 三百億円 一億枚
 (三十億円を一単位(一ユニット)として十単位(十ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
 二 発売総額及び枚数
 三百億円 一億枚
 三 証券金額
 (三十億円を一単位(一ユニット)として十単位(十ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
 四 発売期間
 平成三十年十一月二十一日から同年十二月二十一日まで
 五 当せん金の額
 発売額三十億円に対して十五億円
 六 委託対象事務の範囲
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
 七 売りさばき及び当せん金支払手数料
 発売額三十億円に対して二億二百七十七万六千円
 八 その他発売経費
 発売額三十億円に対して一億二千七百三十二万円
 九 受託申請期限
 平成三十年九月七日
 十 その他
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

全国自治宝くじ事務協議会告示第二百四十四号
 当せん金付証券を次のとおり発売する。
 平成三十年八月二十四日

一 名称
 受託銀行等の名称及び所在地
 第七百六十五回全国自治宝くじ
 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
 九千万枚 二百七十億円
 (三十億円を一単位(一ユニット)として九単位(九ユニット)。)
 一枚三百円
 開封式
 平成三十年十月一日から同月二十三日まで
 平成三十年十月三十日
 平成三十年十一月五日

二 証券金額
 開封式
 平成三十年十月一日から同月二十三日まで
 平成三十年十月三十日
 平成三十年十一月五日
 三 抽せん期日
 当せん金支払開始期日
 当せん金の額及び当せん金の数
 当せん金
 一等 三億円
 一等の前後賞 一億円
 一等の組違い賞 十億円
 二等 十億円
 三等 十億円
 四等 十億円
 五等 十億円
 六等 十億円
 七等 十億円
 ハロウィン賞 五万円

備考
 計 百一十二万二千三百三十五本

注意事項
 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第二百四十五号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
平成三十年八月二十四日

全国都道府県知事の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第七百六十六回全国自治宝くじ
二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額 四千万枚 百二十億円
(三十億円を一単位(一ユニット)として四単位(四ユニット)。)

四 証券金額 一枚三百円

五 証券型式 開封式

六 発売期間 平成三十年十月一日から同月二十三日まで

七 抽せん期日 平成三十年十月三十日

八 当せん金支払開始期日 平成三十年十一月五日

九 当せん金の額及び当せんの数 当せん金

等 級 当せん本数

一等 三千万円 五本

二等 一千万円 十本

三等 二百万円 二十本

四等 一百万円 一万本

五等 三千万円 十万本

六等 三百円 百万本

ハロウインミニ賞 二万円 三千本

計 百一十五万五千二百五十五本

備考

当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第二百四十六号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
平成三十年八月二十四日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第七百六十七回全国自治宝くじ
二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額 六百五十万枚 十三億円
四 証券金額 一枚二百円

五 証券型式 被封式(被封された指定部分を削り取るにより、
一等から六等までの当せんが判明する方法)

六 発売期間 平成三十年十月十七日から同年十一月六日まで

七 当せん金支払開始期日 平成三十年十月十七日

八 当せん金の額及び当せんの数 当せん金

等 級 当せん本数

一等 三十万円 三百二十五本

二等 一千万円 千九百五十本

三等 五千万円 六千五百本

四等 二千万円 二万八千本

五等 一千万円 十三万本

六等 二百円 六十五万本

計 八十九万九千五百七十五本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第二百四十七号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
平成三十年八月二十四日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第七百六十八回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	四百万枚 十二億円
四	証券金額	一枚三百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、 一等から五等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	平成三十年十月二十四日から同年十一月十三日まで
七	当せん金支払開始期日	平成三十年十月二十四日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
九	等級	一等 二千万円 八本 二等 一千万円 八十本 三等 三千万円 八百本 四等 三千万円 四万本 五等 三百円 四十万本
計		四十四万二千八百八十八本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第二百四十八号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
平成三十年八月二十四日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第七百六十九回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	六百万枚 十二億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、 一等から六等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	平成三十年十一月七日から同年十二月七日まで
七	当せん金支払開始期日	平成三十年十一月七日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
九	等級	一等 五十万円 百四十四本 二等 十万円 四百八十本 三等 一万円 六千本 四等 二千元 六万本 五等 千円 十二万本 六等 二百円 六十万本
計		七十八万六千六百二十四本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第二百四十九号
 当せん金付証券を次のとおり発売する。
 平成三十年八月二十四日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
 全国自治宝くじ事務協議会
 会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第七百七十三回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	四百五十万枚 九億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、一等から六等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	平成三十年十一月二十八日から平成三十年十一月二十八日まで
七	当せん金支払開始期日	平成三十年十一月二十八日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
	等 級	当せん金 当せん本数
	一等	三百万円 十八本
	二等	十万円 三百六十本
	三等	五万円 千八十本
	四等	一万円 八千本
	五等	千円 九万本
	六等	二百円 四十五万本
計		五十四万九千五百五十八本

九 注意事項
 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第二百五十号
 当せん金付証券を次のとおり発売する。
 平成三十年八月二十四日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
 全国自治宝くじ事務協議会
 会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第七百七十四回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	五百万枚 十五億円
四	証券金額	一枚三百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、一等から六等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	平成三十年十二月二十二日から平成三十一年一月八日まで
七	当せん金支払開始期日	平成三十年十二月二十二日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
	等 級	当せん金 当せん本数
	一等	二千万円 四本
	二等	百万円 六十本
	三等	十万円 八百本
	四等	一万円 八千本
	五等	千円 十万本
	六等	三百円 百万本
計		百十万八千八百六十四本

九 注意事項
 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第二百五十一号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
平成三十年八月二十四日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第七百七十五回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	六百万枚 十二億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、 一等から六等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	平成三十年十二月二十六日から平成三十一年一月十五日 日まで
七	当せん金支払開始期日	平成三十年十二月二十六日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 一等 五十万円 当せん本数 百四十四本 二等 十万円 当せん本数 四百八十本 三等 一万円 当せん本数 六千本 四等 二千円 当せん本数 六万本 五等 千円 当せん本数 十二万本 六等 二百円 当せん本数 六十万本
九	計	七十八万六千六百二十四本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第二百五十二号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
平成三十年八月二十四日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第七百七十六回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	四百五十万枚 九億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、 一等から六等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	平成三十一年一月九日から同月二十二日まで
七	当せん金支払開始期日	平成三十一年一月九日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 一等 五百万円 当せん本数 九本 二等 三十万円 当せん本数 百三十五本 三等 五万円 当せん本数 千三百五十本 四等 一万円 当せん本数 七千二百本 五等 千円 当せん本数 九万本 六等 二百円 当せん本数 四十五万本
九	計	五十四万八千六百九十四本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第二百五十三号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
平成三十年八月二十四日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第七百七十七回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	五百万枚 十億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、一等から六等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	平成三十一年一月十六日から同月二十九日まで
七	当せん金支払開始期日	平成三十一年一月十六日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等	級	一等 七十七万円 十本
二	等	二等 七十七万円 五十本
三	等	三等 七万円 五百五十本
四	等	四等 一万円 一万本
五	等	五等 二千円 五万本
六	等	六等 二百円 五十万本
計		五十六万六千本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第二百五十四号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
平成三十年八月二十四日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第七百七十八回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	五百万枚 十億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、一等から六等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	平成三十一年一月三十日から同年二月十二日まで
七	当せん金支払開始期日	平成三十一年一月三十日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等	級	一等 五十万円 百二十本
二	等	二等 十万円 四百本
三	等	三等 一万円 五千本
四	等	四等 二千円 五万本
五	等	五等 千円 十万本
六	等	六等 二百円 五十万本
計		六十五万五千二百本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第二百五十五号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
平成三十年八月二十四日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第七百八十一回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	七百五十万枚 十五億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、 一等から六等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	平成三十一年二月十三日から同年三月五日まで
七	当せん金支払開始期日	平成三十一年二月十三日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等	等級	一等 三十万円 三百七十五本
一	等	二等 一万円 二千二百五十本
二	等	三等 七千五百円 七千五百本
三	等	四等 五千円 二万四千本
四	等	五等 千円 十五万本
五	等	六等 二百円 七十五万本
計		九十三万四千二百二十五本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第二百五十六号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
平成三十年八月二十四日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第七百八十二回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	四百万枚 十二億円
四	証券金額	一枚三百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、 一等から六等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	平成三十一年二月二十七日から同年三月十九日まで
七	当せん金支払開始期日	平成三十一年二月二十七日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等	等級	一等 三十万円 二本
一	等	二等 十万円 四十本
二	等	三等 六千円 六百本
三	等	四等 千円 八千本
四	等	五等 五百円 八万本
五	等	六等 三百円 八十万本
計		八十八万八千六百四十二本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第二百五十七号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
平成三十年八月二十四日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第七百八十三回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	四百五十万枚 九億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、一等から六等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	平成三十一年三月六日から同月十九日まで
七	当せん金支払開始期日	平成三十一年三月六日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等	級	一等 五十万円 百八本
一等		二等 十万円 三百六十本
二等		三等 一万円 四千五百本
三等		四等 二千円 四万五千本
四等		五等 千円 九万本
五等		六等 二百円 四十五万本
六等		
計		五十八万九千九百六十八本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第二百五十八号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
平成三十年八月二十四日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第七百八十四回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	三百五十万枚 七億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、一等から六等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	平成三十一年三月二十日から同月三十一日まで
七	当せん金支払開始期日	平成三十一年三月二十日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等	級	一等 五百万円 七本
一等		二等 三十万円 九十八本
二等		三等 十万円 五百四十六本
三等		四等 一万円 五千六百本
四等		五等 千円 七万本
五等		六等 二百円 三十五万本
六等		
計		四十二万六千二百五十一本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第二百五十九号
 当せん金付証券を次のとおり発売する。
 平成三十年八月二十四日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
 全国自治宝くじ事務協議会
 会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第七百八十五回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	三百五十万枚 七億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、 一等から六等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	平成三十一年三月二十日から同月三十一日まで
七	当せん金支払開始期日	平成三十一年三月二十日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん本数
等	級	当せん金
一	等	三十万円
二	等	百七十五本
三	等	三万円
四	等	千五百本
五	等	一万円
六	等	三千五百本
七	等	一万一千二百本
八	等	七万本
九	等	三十五万本
計		四十三万五千九百二十五本

九 注意事項
 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (二) 証券は、転売できない。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 五〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001



この紙は、資源のすべ
リサイクルできます。